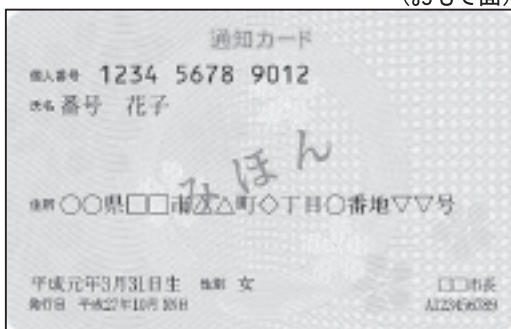


引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに！

○住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

○住民の皆様を送付しているマイナンバーの「通知カード」

(おもて面)



○身分証明書となる「マイナンバーカード」

(個人番号カード) (おもて面)



これらの「住所」は最新のものにする必要があります。

市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です！ (法律上の義務です)

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、

◆住民票の異動の届出を！
(転出届、転入届、転居届等)

◎他の市区町村に転出・転入される場合

引越前の市区町村 [転出前に] 転出届を提出して 転出証明書を受け取る

↓
引越先の市区町村 [転入した日から14日以内に] 転出証明書を添えて 転入届を提出

◎同一の市区町村内で転居される場合

お住まいの市区町村 [転居した日から14日以内に] 転居届を提出

◆マイナンバーの「通知カード」、
「マイナンバーカード」、
(個人番号カード)
「住民基本台帳カード」
の住所変更の届出も
お忘れなく！

※詳しくは、町民課窓口まで
お問い合わせください。

町民課 本庁 55-2314
西庁 62-2313